



事務所長

市町村長

平時から訓練等を通じて自治体とのコミュニケーションを図っています

水防災意識社会再構築ビジョンにもとづき ホットラインの伝達内容向上に取り組んでいます！

ホットラインとは

- 定義：「市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から、必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのことである。」
[中小河川におけるホットライン活用ガイドライン：P5より]

ガイドラインの主な内容	
<ul style="list-style-type: none"> ◆定義 河川管理者から市町村長への直接の情報提供 ◆対象とする河川 洪水予報河川、水位周知河川等 ◆誰から誰に？(実施体制) 河川担当部長⇒市町村長が基本 	<ul style="list-style-type: none"> ◆何を伝えるか？(実施内容) 河川の水位の変化と今後の見通し 想定される被害内容等 ◆実効性を高めるための取組 事前に危険箇所や河川の特徴を情報共有 信頼関係の構築 水位計等の観測機器の設置の推進 タイムラインの策定とその活用

※地域の実情に応じ、実効性のあるホットラインとする

参考①：ガイドラインが策定されました！

- 河川管理者が市町村長等へ直接情報を伝達するホットラインの取組を都道府県管理河川へ拡大・定着させるため、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。
- 都道府県では、減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成30年の梅雨期を目標にホットラインの構築が図られます。

ガイドライン策定の背景

- 平成28年台風第10号の小浜川の氾濫では、避難勧告の発令基準に達していたにもかかわらず、避難勧告が発令されない状況の下、グループホームの入居者を助め、死者・行方不明者が2名に上った
- 都道府県の河川では、河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える「ホットライン」を構築済み、都道府県では11県で構築一広都道府県への拡大を目指す。

ガイドラインを策定し、ホットラインの取組を広く都道府県に定着させることにより、人的被害の発生を防ぐ

中小河川の特長

- 急激な水位上昇を伴う
- 短時間で対応を迫られる

中小河川の特長を踏まえたガイドラインを策定

ホットラインの一環の普及

阿武隈川独自の取組みについて

- 洪水時に「何を伝えるか？」に着目。
- 避難勧告等の発令判断の一助となるよう、現状の水位情報や今後の見通し（水位予測）の伝達はもちろんのこと、
- 過去の大洪水時の「水位-雨量-避難勧告等の発令実績」を整理し、関係機関と事前に共有を図ります。

◆ホットラインの伝達内容向上に関する取組み

観測所毎に、
基準水位, 超過時刻
を整理し、洪水ハイドロ(波形)上に分かりやすく図示

各自治体との共有資料 (抜粋)

参考②：市町村向け啓発ビデオを公表しています

- 水害時に市町村長が担う責務について理解を深め、情報収集の対応方法を身につけて頂くため、水害時の対応に係る市町村向け啓発ビデオを国交省ホームページで公表しました。
- 「水害発生～その時リーダーがなすべきことは」
<https://m.youtube.com/watch?v=5zkyfWwNRm>

避難勧告等の発令判断の一助となるよう、過去の大洪水時の「水位-雨量-避難勧告等の発令実績」を整理し、関係機関と事前に共有を図ります。